

# 富士市入札監視委員会規則

平成30年3月30日  
( )  
規則第10号

## (趣旨)

第1条 この規則は、富士市附属機関設置条例（平成30年富士市条例第7号）第6条の規定に基づき、富士市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (委員長)

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## (秘密の保持)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## (庶務)

第5条 委員会の庶務は、財政部契約検査課において処理する。

## (委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。